

## 岡山県農林水産総合センターにおける競争的資金等の 適正な管理・運営にかかる基本方針

岡山県農林水産総合センター（以下「総合センター」という。）における競争的資金の適正な管理運営にかかる対応については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）、文部科学大臣決定）、（平成 19 年 10 月 1 日（平成 26 年 12 月 18 日改正）、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）及びその他関係法令等に基づき、次のとおり対応することとする。

### 1 目的

この基本方針は、総合センターにおける競争的資金等の使用に関し、職員の法令遵守意識の向上を図るとともに、責任ある管理・監査体制を構築することにより、不正使用を防止し適正な管理運営に資する体制を整える基準を明示するものである。

なお、この基本方針に沿って「岡山県農林水産総合センターにおける競争的資金等の不正使用防止等に関する規程」（以下「規程」という。）を策定する。

### 2 語句の定義

この基本方針において使用される語句の定義は次のとおりとする。

#### (1) 競争的資金等

国、国立研究開発法人又は独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

#### (2) 研究員等

総合センターの研究員で研究代表者等となる資格を有する者（現に研究代表者等である者を含む。）及び総合センターの施設設備を恒常的に利用する者をいう。

#### (3) 事務職員等

総合センター総務課の職員等で、専ら競争的資金等の執行にかかる事務手続きに携わる者をいう。

#### (4) 不正使用

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は「岡山県財務規則」（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）、関係法令及び交付の決定の内容やこれに付した条件等に反する競争的資金等の使用をいう。

#### (5) コンプライアンス教育

不正使用を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

### 3 責任体系

不正使用の防止等について適切に対応するため、次に掲げる責任者を置きその責任と権限を定め、公表する。

#### (1) 最高管理責任者

総合センターを統括し、不正使用の防止等について最終責任を負う者とし、総合センター長をもってあてる。また、最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び事務責任者が責任を持って競争的資金等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、不正使用の防止等について総合センターを統括する実質的な責任と権限を有する者とし、事務次長をもってあてる。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示により、総合センターにおける不正使用の防止等について実務上の責任と権限を有する者で、各研究所長をもってあてる。

#### (4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス教育の実施についてコンプライアンス推進責任者を補佐する者で、必要に応じてコンプライアンス推進責任者が任命できる。

#### (5) 事務責任者

競争的資金等の会計事務全般（物品の発注・検収等を含む。）について責任と権限を有する者で、総務課長をもってあてる。

#### (6) 責任体系の公開

上記責任者について、総合センターホームページ上において公表する。

### 4 事務処理手続きの明確化・統一化

最高管理責任者は、競争的資金等の執行に関する事務処理手続きに関して、「岡山県事務処理規則」（昭和44年岡山県規則第55号）に基づき、別に「科学研究費補助金等の経理事務取扱の手引き」（以下「手引き書」という。）等を作成し、研究員等に対し周知徹底を図るものとする。

#### (1) 手続きの明確化

手引き書は、費目（物品費、旅費、謝金等、その他）ごとに、できる限り具体的に明示するものとし、策定後は研究員等に周知する。

#### (2) 手続きの統一化

手引き書に記載する手続きは、例外的取扱を極力排除することとし、研究分野の特性によりやむを得ない場合は、それぞれの例外的手続きを明示するものとする。

#### (3) 手続きの検証

手引き書は不正使用防止のため常に検証を行い、不正行為の温床となる箇所を排除し、又は不具合を是正しなければならない。

## 5 職務権限の明確化

競争的資金等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

### (1) 決裁方法

競争的資金等の事務処理に際して必要な決裁方法や決裁区分については、「岡山県事務処理規則」、その他関係法令等に従うものとする。

### (2) 事務分掌

最高管理責任者は、「岡山県事務処理規則」等による所掌事務を職員等に分担させる事務分掌を作成するものとする。

## 6 研究員等の意識向上

研究員等に対して、競争的資金等については公的資金であり、「岡山県財務規則」、その他関係法令等に則り、研究機関において管理されるものであることを啓発するものとする。

### (1) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者は研究員等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。

### (2) 意識の共通化

研究員等と事務職員等は、それぞれ対等の立場で競争的資金等の適正な執行に努めるものとし、定期的に互いの意見交換を図ることにより、競争的資金等の円滑な管理運営を確保するものとする。

### (3) 不正使用事例の紹介

過去の研究機関における不正使用事例、処分内容等を取りまとめ配布し、法令遵守意識の向上を図る。

## 7 通報（告発）窓口の設置と情報の伝達体制の整備

総合センター内外からの不正使用に関する情報（以下「不正情報」という。）の通報（告発）窓口を設置するとともに、不正情報が最高管理責任者へ適正に伝達される体制を整備する。

(1) 総合センター総務課に、総合センター内外からの不正情報の通報（告発）窓口を設置する。

(2) 通報（告発）は、顕名により行われるものとし、対象の研究員等の所属・職・氏名、不正使用の内容等必要な事項が明示された書面によることとする。

(3) 通報（告発）窓口の運用においては、窓口関係者は、「岡山県公益通報事務取扱要領」、その他関係法令等に従い、通報者並びに対象研究活動の研究者等の個人情報保護しなければならない。

(4) 不正情報及び不正使用にかかる調査状況等について、迅速かつ正確に伝達される体制を確立する。

## 8 不正使用に係る調査・報告

不正使用の疑いが生じた場合の調査は、公正性・客観性を確保することに努めつつ、「規程」に基づき、迅速に行われなければならない。

### (1) 予備調査

通報（告発）等により不正使用の疑いが生じた場合は、最高管理責任者は、速やかに統括管理責任者及び事務責任者に、証拠品の保全と予備調査の実施を命じなければならない。

### (2) 調査委員会の設置

予備調査により不正使用が存在しないことを確認できなかった場合、又は不正使用の存在が明らかである場合は、最高管理責任者は調査委員会を設置する。

### (3) 報告

調査委員会の調査により、不正使用の存在が確認された場合は、最高管理責任者は速やかに任命権者へ報告するものとする。

### (4) 名誉の回復

不正使用が存在しないことが確認された場合は、対象研究活動の正常化及び名誉の回復のための十分な措置を図るものとする。

## 9 不正防止計画の策定・実施

不正使用を未然に防止するため、最高管理責任者は、事務責任者に不正防止計画の策定を命ずるものとする。

### (1) 不正使用の要因の把握・分析

不正使用を発生させる要因（事務処理手続き上の要因を含む。）を個々に洗い出し、その要因を発生可能性と深刻度等で評価する。

### (2) 不正防止計画の策定

評価をもとに、それぞれの要因の解決策と優先度を含む不正防止計画を策定し、最高管理責任者へ提出する。

### (3) 不正防止計画の実施

最高管理責任者は、提出された不正防止計画を検証したうえで、統括管理責任者に同計画の実施を命ずるとともに、最高管理責任者は、事務責任者に対し、不正使用要因の排除に向けた環境改善の実施を指示する。

### (4) 不正防止計画の推進

統括管理責任者は、最高管理責任者に不正防止計画の進捗状況について適宜報告し、最高管理責任者から同計画の推進のために必要な指示を受けるものとする。

## 10 相談窓口の設置

総合センター総務課に、競争的資金等の使用に関するルール等について、総合センター内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、総合センター内外の関係者に周知する。

## 11 内部監査の実施

不正使用の発生の抑止力とするため、競争的資金等にかかる実効性のある内部監査体制を整備する。

- (1) 内部監査は「岡山県財務規則」、その他関係法令等に基づき実施するものとする。
- (2) 内部監査は、最高管理責任者が指名する、監査対象の当事者及び利害関係者を除く者により行うものとする。
- (3) 内部監査は、会計事務の専門的知識を有する者及び研究活動に精通した者により行うものとする。
- (4) 内部監査は、会計書類等形式的要件のみでなく、検収体制、情報伝達体制等の不備についても行うものとする。
- (5) 必要に応じて、研究員等の基本方針の理解度や法令遵守意識の浸透度調査を行う。
- (6) 競争的資金等に関する監査の結果については、公表するものとする。
- (7) この基本方針に定めるもののほか、内部監査の実施等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

### 附 則

この基本方針は、平成21年3月1日から適用する。

### 附 則

この基本方針は、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から適用する。